

令和5年度第5回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和5年8月22日(火) 10時開会 10時39分閉会

2 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 21名／23名

(1号会員) 濱田 香(監事・鳥取市) 角 力(米子市) 山脇 優(副会長・倉吉市) 足立 晋哉(境港市) 山本 淳(岩美町) 山本義紀(若桜町) 前川義憲(智頭町) 山本 雅之(三朝町) 福田昌治(琴浦町) 齋下博三(副会長・日吉津村) 加川賢明(伯耆町) 長住武美(日野町) 加藤直行(江府町)

(2号会員) 松村一善(鳥取大学)

(3号会員) 吉田英人(理事・八頭町)

(4号会員) 栗原隆政(JA鳥取県中央会) 西尾博之(鳥取県農業農村担い手育成機構) 石操(鳥取県農業共組合) 中村均(理事・鳥取県土地改良事業団体連合会)

(5号会員) 入江勲顕(県信連) 山西裕祐(全国共済農協連鳥取県本部)

(2) 鳥取県経営支援課 ○○ ○○

(3) 事務局(農業会議) 倉益、熊谷、井上、岡田

発言者等	議事要旨
1開会 事務局	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和5年度第5回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり23名中、21名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 ここで今月から新委員となられた皆様を紹介いたします。 名簿の2番米子市農委の角会長、6番若桜町の山本会長、7番智頭町の前川会長以上です。 (それぞれ挨拶した) 皆様、ありがとうございました。 それではここで、小林会長から挨拶申し上げます。 この後の臨時総会で挨拶いたしますが、この常設審議委員会の冒頭で、是非一言挨拶したいとの思いからでございます。よろしくお願いします。</p>
2開会挨拶 小林会長	<p>皆さん、おはようございます。開会挨拶は、この後の臨時総会がございますので、常設審議委員会では省略させていただこうと思っておりましたが、一言だけ挨拶をさせていただきます。</p>

事務局	<p>この度、鳥取県東部、中部におきまして、記録的な大雨をもたらしました。被害にあわれた市町村におきましては、その対策には大変であろうと思っておりまして、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。</p> <p>後の臨時総会でも挨拶をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以降、農業会議定款第45条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
3 議事録署名人の選任 議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、山本委員(岩美町農業委員会会長)、加川委員(伯耆町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
4 報告事項 議長 事務局 議長 県経営支援課 ○○	<p>日程に基づき、報告事項ですが、その前に今回、新たな委員もいらっしゃるので常設審議委員会についての説明をして下さい。</p> <p>(別紙資料により説明)</p> <p>新委員の皆様、よろしいでしょうか。 それでは、日程に基づき、県から (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願います。</p> <p>(資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
5 議事 議長 事務局	<p>議事に入れます。</p> <p>議案第1号を説明下さい。</p> <p>それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 以上のとおり、今月は、4条、5条ともに新規の意見聴取案件はございません。</p> <p>今月は、農地法第39条の所有者不明農地の県知事の裁定につい</p>

県経営支援課
○○

ての案件が2件ございます。

詳細は、県経営支援課から説明いただきます。よろしくお願ひします。

それでは、農地法に基づく所有者不明の遊休農地の裁定期制度の概要について、本題の裁定期案の説明のまえに、本制度の概要を説明いたします。

別紙1（2頁）をご覧ください。本制度は、所有者が誰も分からぬ相続放棄を含む農地や、共有者の誰かが貸し付けに反対している農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合に、農地法による裁定期制度を活用していただくことを目的としています。

探索範囲の簡素化により、探索範囲が、被相続人の配偶者と子供に限定され、利用権の期間が最大40年に延長されるなど長期化が図られているほか、農業委員会で行う公示期間についても、昨年度までの6カ月から、2カ月に短縮されるなど、画期的に使いやすくなっています。内容については、以下の4段階となります。

1段階目は、農地を利用したい者からの申し出を受けた農業委員会が行う、農地の権利者の探索です。探索の方法については、説明は割愛させていただきますが、2枚目、3頁の資料に記載されていますので、後ほどご確認ください。

2段階目では、所有者不明であることが確定したことを農業委員会において公示し、その結果を農地中間管理機構へ通知します。公示期間は2カ月間行います。

3段階目は、農地中間管理機構による利用権設定を受けたい旨の都道府県知事への申請です。

4段階目は、都道府県知事による裁定です。

裁定前に、この農地に関する情報を公示して、所有者等からの意見書の提出を受けるため、2週間以上の期間を設けます。

その後、都道府県ネットワーク機構からの意見聴取を行います。本日附議しておりますのが、この段階になります。

その後、農地中間管理機構に利用権を設定することを裁定します。以上が制度説明となります。

引き続き、本日の附議案件となります。
鳥取県農地中間管理機構である、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のありました案件について、説明いたします。

資料1枚目に戻ってください。

本日の案件は○○の圃場2件です。1件目は○○、2件目は○○。まず1件目です。

別紙2、4頁をご覧ください。農地の名義人ですが、○○です。
裁定を受けようとする農地の所在及び現況については、所在は、○○、登記地目は田、現況地目も田、登記面積は○○で、6、7頁の広域図及び詳細図をご覧ください。赤枠で示しているところが対象農地です。○○の北東約500mにある広がりのある農振農用地内にある農地で、周辺は水田として利用されています。

次に○○農業委員会による相続人の探索状況です。農地法上の探索範囲、当該所有者等の配偶者又は子について探索したところ、配偶者及び子3名の計4名の存在を確認しています。また、民法上の相続人について、○○の状況について確認したところ、全員が相続放棄していることを確認しており、当該農地について、所有権を有する者は不存在であることが判明しております。

農地の状況ですが当該周辺地域は、昭和60年から昭和62年に基盤整備済で、境界は畦畔で明確に区分されています。また、所有者の死後は耕作されておらず、農地の現状は遊休農地、黄色区分となっています。

利用計画の内容、希望する権利の始期等ですが、貸付先、〇〇、貸借期間、知事裁判の日、令和5年10月1日予定で、6年間。賃借料は10aあたり年2,600円で、〇〇農業委員会査定額です。水利費の負担金は、耕作者払いとするものです。

裁定しようとする理由ですが、当該農地は、所有者死亡にともない遊休化した農地であるが、基盤整備済みである上、農振農用地区域内にあり、今回の農業委員会の調査により、相続人が確知できない農地であることが判明したところです。現況は遊休化が進んでおりますが、地域で守るべき農地として、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、機構中間保有地再生活用事業により水田として利用できるように整備を実施の上、借入、耕作を希望する担い手農家が見込まれることから貸し付けることは妥当であると判断しているところです。

裁定の内容です。

利用権の設定者は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構。
利用権の内容は田の利用権。

利用権の始期及び存続期間は令和5年10月1日から6年間。
補償金の額及び支払方法は、18,611円を利用権の始期までに鳥取地方法務局に供託します。以上の内容について、5頁に裁定通知案を添付しておりますので、ご確認ください。

引き続き、別紙3、8頁をご覧ください。農地の名義人については、〇〇です。

裁定を受けようとする農地の所在及び現況ですが、農地の所在は、〇〇番、登記地目は田、現況地目も田、登記面積が〇〇m²です。10から11頁の広域図及び詳細図をご覧いただくとわかるかと思いますが、〇〇の北東約700mにある、広がりのある農振農用地区域内にある農地で、周辺は水田として利用されております。

相続人の探索状況ですが、農地法上の探索範囲、当該所有者等の配偶者又は子について探索したところ、〇〇。以上3名の相続の状況について確認したところ、全員が、相続放棄していることを確認しており、当該農地について、所有権を有する者は不存在であることが判明しております。

農地の状況ですが当該周辺地域は、昭和60年から昭和62年に基盤整備済で、境界は畦畔で明確に区分されています。また、これまで、地元の農業者により管理耕作されております。

利用計画の内容、希望する権利の始期等ですが、貸付先、〇〇、貸借期間は知事裁判の日、令和5年10月1日予定で5年間、賃借料10aあたり年2,000円、〇〇農業委員会査定額です。水利費の負担金は不要ですが、自己で水利の確保が必要あります。

裁定しようとする理由ですが、当該農地は、所有者死亡にともない遊休化した農地であるが、基盤整備済みである上、農振農用地区域内にあり、今回の農業委員会の調査により、相続人が確知できない農地であることが判明したところです。地域で守るべき農地として、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構が利用権を取得したうえで、借入、耕作を希望する担い手農家が見込まれることから

	<p>貸し付けることは妥当であると判断しているところです。 裁定の内容です。</p> <p>利用権の設定者は公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構。 利用権の内容は田の利用権。</p> <p>利用権の始期、存続期間は令和5年10月1日から5年間です。 補償金の額及び支払方法は27,730円を利用権の始期までに鳥取地方法務局に供託します。以上の内容について、9頁に裁定通知案を添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上、2件について審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。はい、どうぞ。</p>
石委員 (農業共済)	<p>説明の中で、別紙3の農地の状況で、地元の農業者により耕作されているという説明でしたが、地元の耕作者と今回、裁定申請での受け手はどのような関係か、伺いたい。</p>
県経営支援課 ○○	<p>これについては、相続人はこの農地を管理しなくてはいけないということがあり、地元の農家の方に管理をお願いしておられます。この方は、今回の裁定申請で受け手となるご本人でございます。</p>
中村委員 (県土連)	<p>裁定の存続期間で、8ページで5年間、9ページで6年と書いてあるが、どちらが正解なんでしょう。</p>
県経営支援課 ○○	<p>9ページの6年を5年に修正願います。</p>
山本委員 (三朝町)	<p>参考までにお聞きしたい。この裁定申請というものは、当該地を使う方がいてできるものかどうか、次に、金をもらうんであればやるという場合、機構は払ってくれるのか、こういう裁定はできるのか、この2点、お願いします。</p>
県経営支援課 ○○	<p>最初の質問ですが、相手が決まっていないといけない、決まっている状況で裁定申請に至るものです。</p>
事務局 (井上)	<p>2点目について、県が裁定する場合、周辺の農地の賃貸料を参考に妥当な価格を県が決めます。実態として、お金をもらったらやるというようなことはあろうかと思いますが、制度上、裁定はできないだろうと思います。</p>
西尾委員 (担い手機構)	<p>前者としては、4ページにございますように、機構中間保有地再生活用事業をかましています。現在、遊休農地であるために、事業活用して農地を元に戻すという形をとっています。当然、予算を投じますので、再生後は、必ず、担い手に使っていただくという前提です。農業委員会で万難排し、近い将来、農地を使う担い手を必ず見つけてくると言われば、要相談かなと思います。その場合、保有地を中間管理するというのも用意しておりますので、相談していただけたらと思います。ただ、将来のことは分からぬというものについてまで、これを適用してというのは、限りある予算ですので、ご理解いただきたいと思います。</p>

	後者についても、基本、同様かなと思います。手配が付くものは考えたいと思いますが、前例のないことですので、機構でも慎重に協議する必要があろうかと思いますし、所管課の経営支援課とも協議がいる話かと思います。ただ、実例があるということでございますので、詳しいお話を聞かせていただきたいと思っております。
議長	他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
議長	それでは、お諮りします。 この2件については異議なしとしてよろしいか、賛成の方は举手願います。 (全員挙手)
議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
6情報提供 議長	情報提供については、省略とさせていただきます。
7その他 議長 事務局 (倉益)	その他として皆さんから何かございますか。 (この後の臨時総会等、今日の日程と次回9月の開催について説明等を行った)
8閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前10時39分)